

令和5年度事業計画書

1 事業活動方針

定款第3条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

2 公益目的事業（助成及び貸付事業）内容

（1）助成事業

①地域振興事業

（地域の産業の振興・地域住民等の自主的な地域づくり活動に関する事業）

②もやい直しセンター運営費助成事業

（地域の協調・発展に関する事業）

③環境技術研究開発事業

（地域の環境技術研究開発を促進する事業）

④市町福祉対策特別助成事業

（地域の福祉サービスの充実に関する事業）

（2）貸付事業

①チッソ株式会社に対する一時金（H22）の貸付及び債権管理

（地域における社会的紛争解決の推進に関する事業）

ア) 貸付先 チッソ株式会社

イ) 貸付原資 7億3,020万円(熊本県出資金の繰越分)

【参考】既貸付額 756億30万円(令和5年3月22日時点)

②チッソ株式会社に対する一時金(H7)貸付に係る債権管理

（地域における社会的紛争解決の推進に関する事業）

③チッソ株式会社に対する設備投資資金貸付に係る債権債務管理

（地域の産業の振興に関する事業）

【 参 考 】

定款（抄）

（目的）

第3条 この法人は、水俣病の発生によって経済的・社会的に深刻な影響を受けた地域（以下「地域」という。）の再生・振興・協調に関する事業の推進及び国の施策に基づいて要請された金融支援の実施により、当該地域の安定・発展に寄与することを目的とする。

第10条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始する日の前日までに、理事長が作成し、理事会において出席した理事の3分の2以上に当たる多数をもって決議しなければならない。これを変更する場合も同様とする。